

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 以下のサービスを提供する理容業、美容業(ヘアサロン、エステティックサロン、スパ)

※フェイシャルトリートメント、マニキュア、ペディキュア、ワックス、ヘアサロン、入墨、美容トリートメント、痩身術、ハーブ、ミルク、フラワーバス、ボディスクラブ

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	<p>条件付きで100%外資参入可。</p> <p>※Ministry of Domestic Trade Co-operative And Consumerism (MDTCC、マレーシア国内取引・協同組合・消費者省)発行の「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(流通取引ガイドライン)の管轄下。外資50%超の場合、会社は事前にMDTCCから認可を得る必要がある(50%未満の場合は認可は必要ない)。認可にあたっては、最低RM100万の資本金が必要。その他、MDTCCは(1)マレーシア社会・経済発展への貢献、(2)外資による相当の直接投資が行われる、(3)計画されている業態において、マレーシアの事業者が存在しない、(4)雇用機会の創出、(5)技術・スキルの移転、(6)事業内容がユニークであり特別であること、の6つの項目を考慮し、認可の判断をする。</p> <p>※ヘアサロン等はマレーシアにも多く存在するため、MDTCCの認可を得るために、独自の事業内容が求められる。また、クアラルンプール市(DBKL)では2016年12月現在、新規のマッサージパーラーの事業については認めておらず、ビジネスライセンスの発行は凍結されている。</p>
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	上記のとおり。
(3) 最低資本金に関する規制	流通取引ガイドライン上、マレーシアで流通取引(理美容、美容サロン事業もこれに該当)を行う場合、その会社は事前にMDTCCから認可を得る必要があり、最低払込資本金としてRM100万が必要となる。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	
(5) (1)～(4)の根拠法	<ul style="list-style-type: none"> ・1965年会社法(Companies Act 1965) ・「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia)
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	流通取引ガイドラインは法律ではないため、遵守しなくても法的に罰せられることはない。しかし、政府への各種認可取得を申請する際にMDTCCの認可書の提出を求められることがある。例えば、入国管理局に会社オンライン登録をする際には、業種が理容業、美容業であれば、MDTCCの認可書を提出する必要があり、これがなければ、申請は通らない。
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該非	投資奨励の対象外。
(2) 税制優遇措置等	特になし。
(3) 投資奨励の運用実態	特になし。



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 以下のサービスを提供する理容業、美容業(ヘアサロン、エステティックサロン、スパ)

※フェイシャルトリートメント、マニキュア、ペディキュア、ワックス、ヘアサロン、入墨、美容トリートメント、痩身術、ハーブ、ミルク、フラワーバス、ボディスクラブ

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

(1) フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	有り。
(2) 関連法規がある場合は、その名称	Franchise Act 1998(フランチャイズ法)、2012年改正
(3) 登録・許認可制度がある場合は、その内容	フランチャイザーはフランチャイズ事業開始前もしくはフランチャイズ募集開始前にRegistrar of Franchise(ROF、フランチャイズ登録局)に登録しなければならない(フランチャイズ法第6条第(1)項)。登録にあたって情報開示(契約書など)が求められ、登録違反には罰則規定も存在するので注意。一方、フランチャイジーに関しても、外国のフランチャイザーとフランチャイズ契約を締結した場合には事業開始前までに登録しなければならず、登録官の許可も必要であり、条件が付される場合もある(フランチャイズ法第6条A項)。また、フランチャイジーがマレーシア国内のフランチャイザーまたはマスター/フランチャイジーとフランチャイズ契約した場合は、契約締結後14日以内に登録しなければならない(フランチャイズ法第6条B項)。
(4) 登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	国内取引・協同組合・消費者省フランチャイズ登録局: Registrar of Franchises, Ministry Of Domestic Trade, Co-Operatives and Consumerism (KPDNKK) http://www.kpdnkk.gov.my/index.php/en/trader/2014-08-12-07-40-18/registration-of-franchise-business/franchise-registration-introduction
(5) 登録・許認可制度に関して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	海外のフランチャイザーがマレーシアでフランチャイズ事業を行う場合、国内フランチャイザーと同様、Registrar of Franchise(ROF、フランチャイズ登録局)に登録を行わなければならないが、海外のフランチャイザーについては、登録官は理由を示すことなしに登録申請を拒絶することができる旨、法に明記されている(フランチャイズ法第54条第(2)項)。
(6) 外資が子会社を設立し、その子会社をマスター/フランチャイジーとすることができますか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	フランチャイザーである外国の会社の子会社がマスター/フランチャイジーとして店舗運営を行うことは不可(フランチャイズ法第29条第(3)項)。子会社は、フランチャイジーの会社に対して物品の提供や研修・技術などのサービスの提供を行い、マレーシアにおけるフランチャイズ事業の管理を行うことは可能である。
(7) 現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	—



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 以下のサービスを提供する理容業、美容業(ヘアサロン、エステティックサロン、スパ)

※フェイシャルトリートメント、マニキュア、ペディキュア、ワックス、ヘアサロン、入墨、美容トリートメント、痩身術、ハーブ、ミルク、フラワーバス、ボディスクラブ

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

(1)企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)	会社法に基づきマレーシアで会社を設立。その後、外資50%超の場合、まずはMDTCCから事前認可を取得する必要がある(50%未満の場合は認可は必要ない)。そのほか、事業所所轄の地方自治体からビジネスライセンスを取得する必要がある。
(2)ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法	<p>2. 営業許可参照</p> <p>クアラルンプール市役所(DBKL)は、ビジネスライセンスの審査をOracle Synergy Sdn Bhdという民間会社に委託しており、DBKLの窓口またはオンラインでの申請を受け付けている。2016年12月現在、DBKLはデポジットの有無、審査基準等ビジネスライセンスの発行に関する規定・ガイドラインを見直し中であり、その扱いは流動的である。</p> <p>(注)ここでは事業所がクアラルンプール市内に所在しする場合の要件を記載しており、他の都市に進出する場合は、要件が異なるので留意が必要である。</p> <p>(1)主なビジネスライセンス認可要件(すべての業種に共通している要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は18歳以上であること。 ・外国人の従業員は正式なワークパーミット、雇用パス等を取得していること。 ・ギャンブルやモラルに反する活動、または、周囲の住民に不快感、危害、騒音を与えるような活動は行ってはいけない。 ・動物を対象とするサービスを行う事業所を除き、事業所内で動物を飼うことはできない。 ・ビジネスライセンスで認可されている事業内容以外の事業を行うことはできない。 ・従業員についてのレジスター・ブックを準備し、以下のことを記録し、検査が入った際に提示しなければならない。 (氏名、身分証番号、パスポート番号、外国人の場合は、有効なワークパーミットの詳細、現住所、資格、写真、その他必要事項) <p>(3)出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内は常に清潔に保つこと。(十分なゴミ箱を置く、トイレを清潔にしておく等) ・ゴミの処分については、地方自治体の決めた所定の手順に沿って行うこと。 ・公共の場に有害な液体やごみを廃棄してはならない。 ・事業所内(階段、廊下、出口、非常出口も含む)には、十分な換気及び照明装置を付けなければならない。 ・従業員が不快に感じるほど家具や商品等を置き、事業所内のスペースを狭くしてはならない。 ・十分な消火器を置き、常に非常に備え、避難経路を確保すること。 ・セメント及び引火性物質は自治体からデザインの認可を得た適切な容器に入れること ・廃水がある場合は環境局の認可を得ること。 ・妨害または空気汚染になるような煙、土埃、砂埃、蒸気、ガス、異臭、放射線、振動、すすを排出してはならない。 <p>※DBKLのビジネスライセンスのガイドライン及びオンライン申請については次のサイトを参照されたい。http://elesen.dbkl.gov.my/UserLogin.aspx</p> <p>(2)所要期間 数日から数か月。ケースバイケース。</p> <p>(3)ビジネスライセンスの有効期限及び更新申請について 有効期限は通常1年だが、ケースにもよる。更新申請は、有効期限より60日前までに行う。認可についてはDBKLの判断となる。</p> <p>DBKLが発行している理容店及び美容室に関するビジネスライセンス申請のためのガイドライン及び認可条件の詳細については下記ご参照。(マレー語) http://elesen.dbkl.gov.my/UploadControl/Portal/GARIS%20PANDUAN%20DAN%20SYARAT-salun%20rambut.pdf 日本語訳は5. 補足資料(4)「ビジネスライセンス認可要件 理髪店及び美容院」をご参照。</p> <p>(ここでは事業所がクアラルンプール市内に所在し、ビジネスライセンス申請をクアラルンプール市役所(DBKL)に提出する場合の要件を記載。)</p>
(4)営業開始後の検査・報告等 (定期検査・定期報告・情報開示義務など)	ビジネスライセンスは毎年更新。地方自治体の査察は、不定期に行われる。
(5)営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)	



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 以下のサービスを提供する理容業、美容業(ヘアサロン、エステティックサロン、スパ)

※フェイシャルトリートメント、マニキュア、ペディキュア、ワックス、ヘアサロン、入墨、美容トリートメント、痩身術、ハーブ、ミルク、フラワーバス、ボディスクラブ

5. 就業者に必要な資格	
(1)就業者の資格所持要件	理容師・美容師については、年に1度は政府認定の医師の健康診断を受け、診断書をDBKLに提出しなければならない。
(2)外国人雇用の可否・制限	入国管理局より雇用パスを取得しなければならない。
(3)外国からの短期出張者による指導の制限	短期就労ビザであるプロフェッショナル・ビジットパスを取得することにより、指導は可能(最長1年)。観光ビザ(Social Visit Pass)では、会議、打ち合わせへの出席のみに限られる。
(4)現地人雇用義務	マレーシア人第一の政策により、外国人労働者よりもマレーシア人の雇用が求められている。また所轄省であるMDTCCは、その認可要件に雇用機会の創出があり、マレーシア人の雇用が求められている。さらに、地場企業を含むすべての企業に対し、マレーシアの民族比率に沿った従業員構成の雇用が奨励されている。
(5)その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	外国人は、ダイレクターとして雇用パスを取得し、従事。
6. その他	
(1)現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたつて注意すべき点	美容師、理容師については、資格を必要としていないため、外国人が美容師、理容師として雇用パスを取得することは困難である。
(2)企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照